

港湾メーデー開催

横浜港メーデー

夏を思わせる日差しが照りつけた五月一日、対岸の大栈橋には極東・太平洋横断クルーズ船セレブリティ・ミレニアムが接岸したなかで、横浜市赤レンガパーク・プラットホーム前広場には五〇〇名以上が参加し、第二十三回横浜港メーデーが開催されました。

渡邊書記長の開会宣言・司会では、柏木実行委員長（全横浜港湾労働組合連合会・執行委員長）が主催者挨拶として、「アメリカ・シカゴで八時間労働制をもとめて始まったメーデーから、百二十八年目にあたる今年のメーデーは、戦争できる国づくりをする安



大阪港海上メーデー

大阪港海上メーデーは、三単組合同（大港労組・日ソナター）前に集合して決起集会を行い、その後、乗船場まで約一〇分間各単組の旗をなびかせながら行進した。

当日は、快晴の中一五〇名が参加し、高野堀船内セーミナル・南港フェリーターミナル・ライナーベースなど約一時間海上パレードを行い大阪港を二巡した。

「港湾運送事業は国の基幹産業であり、経済成長と国民生活に欠くことのできない重要な役割を担っている。これまでの闘いで築き上げてきた港湾差別闘争の成果を確信に」などとメーデー宣言を全体で確認しました。

また、神奈川県知事や横浜市長からもメッセージが寄せられています。



文作・奥村副実行委員長

藤木インスペクター日誌 ~PSCの査察~



先日、一通のメールが受信されていたので見てみるとトルコ籍の船で千葉沖に向かっている。

ここ二ヶ月分給料が支払われていないので支援して

先日、一通のメールが受信されたので見てみるとトルコ籍の船で千葉沖に向かっている。

ここ二ヶ月分給料が支払われていないので支援して

くれとの要請でした。千葉沖でバンカーリング（燃料給油）のみで二、三時間出ていくとのことでしたので非常に難しいケースだと感じました。

どう対処しようかと色々考えたあげく、PSCに査察を要請してみました。

ところが、沖であることで行くことが困難であるとの回答でした。

その後、船員と解決するための方法はないかという話のやり取りの中で千葉において解決したいのなら自ら行動を起こすか、次の港（中国）でPSCの査察をお願いして問題解決に取り組んでもらうしかないことと返事をしました。

その後、一、二日後に乗って回りますとのことでした。

組員何人と相談した結果、船を出向させないことを決心したので何とかしてほしいとのことでした。

私は、もう一度PSCに電話して「船で船員が行動を起こしているので行ってくだい」とお願いした結果、本船査察をしてくれるようになったのです。

しかし、すぐに船員からメールが入り「PSC官が、文書で苦情申し立てを会社にしているから何もできない」と書いてありました。

私は（え〜！）と思い、どうしよう本船に直接連絡する方法が、思いつかないので国交省の本省に連絡したのでした。

本省では、現地に確認し

組員何人と相談した結果、夕方六時ぐらいに連絡があり「二ヶ月分ほど未払いがありました。船長を通じて会社に三日以内に支払うこと」が、確認されたので下船したとのことでした。

これまでこの船の会社は、遅配を続けてきており、拘留などを支払ってきただけです。

この時点では、解決していませんが無事解決することを願っています。

保障のことなら

全労済

全国労働者共済生活協同組合連合会

労働組合法講座 ⑤ ~資格認定組合、交渉権限~

今号は、労働委員会の審査を受けた「資格認定組合」と交渉権限（第六條）の内容です。

■「資格認定」組合について：労働組合法による「労働組合の要件（第二條）」と「規約の規定（第五條二項）」を満たしている労働組合（法内組合）は、労働委員会に申し立てを行い、審査を経て「資格」が証明（認定）されます。

「資格認定」組合は、①法人登記が可能となり、②労働委員会の労働者委員の推薦ができ、③労働組合として労働委員会に不当労働行為救済の申し立てやその命令による救済が受けられることにな

ります。なお、前述しましたように、「資格認定」組合でなくても労働組合としての活動は保障される。通常の組合活動に何ら支障はありません。

○労働組合の法人登記：「資格認定」組合は、登記（法務局）を行うことによって法人となります。法人となった労働組合は、財産（土地、建物等）を法人名義にすることができ、また、「組合財産や預金利子の免税措置」を受けることができます。

このような法人登記の組合は、組合数の概ね一割程度となっています。

■「プロ野球選手会労働組合」について：「日

本プロ野球選手会」は一九八四年七月二十一日に「労働組合」を結成し、一年後に東京都地方労働委員会に資格審査請求しました（させられ一九八五年九月三十日）。

参考までに、初代委員長の巨人の中畑清選手は「ヤクルト」に入社したが、プロ野球史上初めてストライキが二日間行われましたが、陣頭指揮を執った「委員長」は、復帰した「ヤクルト」の古田敦也選手でした。スト権投票は、八六・一％と高率でした。

また、使用者側メンバーに実質的権限を有する「労働組合の代表者や委員の出席や現実的に支配力を持つ親会社に対して交渉すること」ができません。次号は、不当労働行為の「第七條」の内容です。